

## 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和2年5月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 上越ショッピングセンター  
所在地 上越市富岡3457番地  
設置者 イオンリテール株式会社 他1者
- 2 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
    - ア 駐車場の位置及び収容台数  
(変更前) 位 置 届出書に添付された図面のとおり  
収容台数 1,844台  
(変更後) 位 置 届出書に添付された図面のとおり  
収容台数 1,787台
    - (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
      - ア 来客者が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前)
        - ・ 駐車場1  
24時間
        - ・ 駐車場2、3  
午前8時30分から午後11時30分
        - ・ 駐車場4、5  
午前8時30分から午後11時15分  
(変更後)
        - ・ 駐車場1  
24時間
        - ・ 駐車場2  
午前8時30分から午後11時30分
        - ・ 駐車場3、4  
午前8時30分から午後11時15分
      - イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
(変更前) 数 9箇所  
位置 届出書に添付された図面のとおり  
(変更後) 数 6箇所  
位置 届出書に添付された図面のとおり
- 3 変更年月日  
令和3年1月8日
- 4 変更の理由  
駐車場の契約解除により、駐車場の収容台数並びに駐車場の出入口の数及び位置に変更が生じるため。
- 5 届出年月日  
令和2年5月7日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課  
(なお、上越市産業観光交流部産業政策課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間  
令和2年5月19日から令和2年9月19日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール [ngt050020@pref.niigata.lg.jp](mailto:ngt050020@pref.niigata.lg.jp)